

令和3年9月12日執行
えびの市長選挙

政党その他の政治団体の 確認等に関する取扱要領

—目 次—

1	確認団体の要件	1
2	確認申請の方法	1
3	政治活動の種類と方法	1
	(1) 政談演説会	1
	(2) 街頭政談演説	1
	(3) 政治活動用自動車の使用	1
	(4) 政治活動用拡声機の使用	2
	(5) ポスターの掲示	2
	(6) 立札及び看板の類の掲示	2
	(7) ビラの頒布	3
	(8) 連呼行為	3
	(9) 禁止される政治活動	3
4	政党その他の政治団体の機関紙誌の発行	4
	(1) 要件	4
	(2) 手続	4
	(3) 頒布の制限	4
5	その他	4
6	様式	

この取扱要領において表示しているページ番号は、お配りした
「地方選挙早わかり」の書籍のページを記入しています。

1 確認団体の要件（188頁）

- (1) 政党その他の政治団体であって所属候補者又は支援候補者を有すること。
- (2) 市選管に申請して「確認書」の交付を受けること。

2 確認申請の方法

所属候補者又は支援候補者を有する政党その他の政治団体は、「政治団体確認申請書」を1部提出すること。また、支援候補者の場合は、候補者本人の「同意書」を添付すること。

3 政治活動の種類と方法

(1) 政談演説会（192・193頁）

- ア 開催回数 当該選挙の行われる区域につき2回に限られている。
- イ 手続 「政談演説会開催届出書」をあらかじめ提出すること。
- ウ 態様 政策の普及宣伝のほか、所属候補者又は支援候補者の選挙運動のための演説ができ、候補者も弁士として演説することができる。
ただし、政談演説会で選挙運動の演説が認められるのは、政策の普及や宣伝を主として行い、選挙運動のための演説は、あくまで「従」として行われる程度でなければならない。
- エ 連呼行為 政談演説会の会場では政治活動のための連呼行為をすることができる。
ただし、選挙運動のための連呼行為は禁止される。

(2) 街頭政談演説（194・195頁）

- ア 場所の制限 停止した政治活動用自動車の車上及びその周辺に限られる。
- イ 時間の制限 午後8時から翌日の午前8時までの間は禁止される。
- ウ 態様 政談演説会と同じ。
- エ 静穏保持 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏の保持に努めること。また、長時間にわたって同一の場所で演説することのないよう十分注意すること。
- オ 連呼行為 政談演説会と同じ。

(3) 政治活動用自動車の使用（195頁）

- ア 台数 1台に限られる。
- イ 種類 別段の制限なし。
- ウ 表示板 市選管が交付した表示板を、運転席又は助手席の前面など外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しておくこと。

(4) 政治活動用拡声機の使用（196頁）

使用場所 政談演説会の会場、街頭政談演説、政談演説の場所及び政治活動用自動車の車上において使用する場合に限る。

(5) ポスターの掲示（196・197頁）

- ア 規格 長さ85cm、幅60cm以内
- イ 枚数 1,000枚以内
- ウ 記載内容 当該選挙区が行われる区域の特定の候補者の氏名又は氏名が類推される事項を記載することは禁止される。
- エ 検印 「政治活動用ポスター検印票」により検印を受けること。
その際、ポスターの見本を、その種類ごとに各1枚提出すること。
- オ 記載事項 ポスターの表面に必ず政党その他の政治団体名(略称も可)と掲示責任者、印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載すること。
- カ 掲示箇所の制限 公職選挙法第145条(選挙運動用ポスターの掲示箇所等)を準用

(6) 立札及び看板の類の掲示（197・198頁）

- ア 種類 ① 政談演説会の会場内で使用するもの(枚数制限なし)
② 政談演説会告知用のもの(1の政談演説会ごとに5個以内)
③ 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの
- イ 記載内容 純然たる政治活動に限られ、当該選挙区の特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載することは禁止される。
- ウ 表示 ① 政談演説会の告知のために使用する立札及び看板の類には、市選管が交付する証紙を表示すること。
② 「証紙交付申請書」により申請すること。
- エ 掲示責任者の記載 政談演説会の告知のために使用する立札及び看板の類の表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載すること。
- オ 掲示箇所の制限 公職選挙法第145条を準用

(7) ビラの頒布（199頁）

- ア 種類 市選管に届け出た2種類以内
- イ 手続 「政治活動用ビラ届出書」により、当該頒布しようとするビラを添付して届け出ること。
- ウ 頒布方法及び場所 国、地方公共団体が所有し又は管理する建物においては、頒布できない。また、散布する（ばらまく）ことはできない。
- エ 記載内容 当該選挙区の特定の候補者の氏名及び氏名が類推されるような事項を記載することは禁止される。
- オ 名称の記載 その表面に、当該政治団体の名称、選挙の種類及び政治活動用ビラである旨の表示をすること。
(例示)
○○党えびの市長選挙届出ビラ○号
(ビラ届出の順に1号、2号の別を記載すること)

(8) 連呼行為（199・200頁）

- ア できる場所 ① 政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合
② 午前8時から午後8時までの間に限り、政治活動用自動車の上においてする場合
- イ 内容 選挙運動にわたる連呼行為はできない。
- ウ 静穏保持 (2) 街頭政談演説会と同じ

(9) 禁止される政治活動（200・201頁）

- ア 特定の候補者の氏名などの記載の禁止
いかなる名義をもってするを問わず、掲示又は頒布する文書図画（新聞、雑誌、インターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）に、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載すること。
- イ 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物における文書図画の頒布の禁止
国、地方公共団体が所有し、又は管理する建物（もっぱら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）で文書図画（新聞及び雑誌を除く。）の頒布（郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）をすること。

4 政党その他の政治団体の機関紙誌の発行（204・205頁）

市長選挙の期間中、選挙についての報道評論を掲載できる政党等の機関紙誌は、次の要件に該当する届出機関紙誌に限られる。

(1) 要件

- ア 確認団体の本部で直接発行するもの(本部において直接発行する機関紙誌の一部に地方版を設け報道評論を掲載するものは差し支えない。)
- イ 通常の方法で頒布するもの
- ウ 市選管に届け出たもの
- エ 機関新聞紙1種類若しくは機関雑誌1種類又は各々1種類ずつに限る。
- オ 号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するものには、選挙に関する報道、評論を掲載して頒布することはできない。

(2) 手続

「機関紙（誌）届出書」により、市選管に届出をする。その際最新号1部を添付すること。

(3) 頒布の制限

- ア 引き続き発行されている期間が6月に満たない機関紙誌については、政談演説会の会場内では頒布できない。ただし、機関雑誌については、通常政談演説会等での頒布の実績がない場合は政談演説会についても頒布できない。
- イ 引き続き発行されている期間が6月以上の機関紙誌
通常の方法（選挙期日の告示前6か月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法を含まない。）に限られる。

5 その他

- (1) 政治団体確認申請、ビラの届出、機関紙誌の届出及び政治活動用ポスターの検印、政治活動用自動車の表示板の交付の日時及び場所は次のとおりとする。

届出期間	届出場所
9月5日 午前8時30分から正午まで	えびの市役所1階1-1会議室
9月5日 正午から午後5時まで 9月5日～9月11日 午前8時30分から午後5時まで	えびの市選挙管理委員会事務局

- (2) 申請又は届出を行う者は、代表者の印鑑を持参すること。